

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月5日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社エムシーインベストメント01
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号 三井化学株式会社
【電話番号】	03-6253-3333
【事務連絡者氏名】	総務・法務部 課長 鈴木雄大
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社エムシーインベストメント01 (東京都港区東新橋一丁目5番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社エムシーインベストメント01をいいます。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年11月30日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

フランス商法典

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第 1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

フランス商法典

(訂正前)

公開買付者は、フランス商法典に基づき、競争委員会に対し、本株式取得以前に届出をする必要があります。当該届出が受理された日から原則として25営業日の間の待機期間中は本株式取得が禁止されますが、その待機期間内に競争委員会から承認を得られれば、フランス商法典との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本株式取得を行うことができます。なお、当該届出は、平成29年11月10日に受理されており、平成29年11月27日（現地時間）付で、競争委員会より本株式取得を承認する文書を取得いたしました。但し、フランス商法典において、経済担当大臣は、かかる承認の報告後5営業日以内に、競争委員会に対して追加的審査を行うことを要請できるとされており、かかる審査が要請された場合には、当該審査の終了まで本株式取得が禁止されます。なお、当該期間の末日である平成29年12月4日（現地時間）までに経済担当大臣による追加的審査の要請がなされなかった場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

経済担当大臣による追加的審査の要請がなされ、追加的審査が開始したことにより、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、上記待機期間が終了せず、かつ、競争委員会から別途承認も得られない場合は、本公開買付けに係る期間の延長及び決済の開始日の延期が生じる可能性があります。また、かかる状況が発生した場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、フランス商法典に基づき、競争委員会に対し、本株式取得以前に届出をする必要があります。当該届出が受理された日から原則として25営業日の間の待機期間中は本株式取得が禁止されますが、その待機期間内に競争委員会から承認を得られれば、フランス商法典との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本株式取得を行うことができます。なお、当該届出は、平成29年11月10日に受理されており、平成29年11月27日（現地時間）付で、競争委員会より本株式取得を承認する文書を取得いたしました。但し、フランス商法典において、経済担当大臣は、かかる承認の報告後5営業日以内に、競争委員会に対して追加的審査を行うことを要請できるとされており、かかる審査が要請された場合には、当該審査の終了まで本株式取得が禁止されますが、当該期間の末日である平成29年12月4日（現地時間）までに経済担当大臣による追加的審査の要請はなされませんでした。